

学部教育の改革

特集1



改革への船出

本学では、これまで大学の将来構想に関し

目 次	
1. 学部教育改革の必要性	
(1) 設置基準の大綱化	1
(2) 総合移転の完了	
(3) 新指導要領による多様な学生の入学	
(4) 自己点検・自己評価による自主改革	
2. 学部教育改革の方向	
(1) 広島大学の特徴を生かした教育改革	2
(2) 学習者重視の教育改革	
(3) 国際化・情報化に対応できる教育改革	
3. 学部教育改革の前提ー広島大学大綱に基づく学部教育改革3原則	
(1) 教養的教育と専門的教育は、全学年間に一貫的および調和的に複合させる	3
(2) 教養的教育と専門的教育は、本学の全教官が担当する	
(3) 各学部が開講する授業科目は、可能な限り全学に開放する	
4. 学部教育改革の進め方	
(1) 教養的教育と専門的教育は、全学年間に一貫的および調和的に複合させる	4
(2) 教養的教育と専門的教育は、本学の全教官が担当する	
(3) 各学部が開講する授業科目は、可能な限り全学に開放する	

この文章を綴るうとしている私の前に、つい先だって刊行された「広島大学白書」新しい大学像をめざしてー教育と研究との創発的展開ーが置かれている。本学自己点検・評議委員会の手になる労作で、過ぐる平成四年度に刊行された「広島大学白書」新しい大学像をめざしてー専門深化と総合化ーに次ぐものである。白書①では、大学の「理念・目標」および「管理・運営」に関する自己点

改革と自己点検・評価

検・評価を取り上げたが、今回は、「教育と研究」の点検・評価を中心課題としている。私は、乞われて「発刊の辞」の冒頭に次のように書いた。「自己点検・評価によって自ら再点検し、その問題点を見いだし、改革・改善の方途を探るという営みは、一連の連携作業として不断に行わなければならない」。

学部教育改革の視点

広島大学長 ◆ 原田康夫

改革の進め方

本学における学部教育の改革について、今回決定した基本方針に基づいて、今後「教育的教育検討委員会」で十分に討議してマスター・プランを作成していく。各学部はそのマスター・プランに従つて、教養的教育カリキュラムを作成するための具体的な作業を行い、平成八年の夏までに、専門的教育と教養的教育を融合させた学部教育のカリキュラムを確定していただきたいと考えている。言うまでもないことながら、今回の改革案

次に、今回の学部教育の改革に関して、それを推進していく上で留意していただきたい点をあげておこう。本学は、現在、一年生三千名に近い学部生と、ほぼ全ての学問領域をカバーする博士課程の大学院を持つ、わが国有数の総合大学である。このたびの統合移転を機に、本学は、明確にし、新しい時代の要請に対応できる教育改革を進める必要がある。

における学部教育の概念は、特定の学部における教育をさすのではなく、大学院教育に対する学部教育（アンダーグラデュート・エデュケーション）の謂である。

改革への視点

前号でも述べたように、現在広島大学では学部教育の改革が進みつつあり、平成七年五月二十三日には学部教育改革の「基本方針」が評議会で確認された。この基本方針は、去る四月十八日の評議会で学長から案として提示され、各学部の検討結果を踏まえて、一部修正されたものである。今後は、この基本方針に沿つて、本学の学部教育改革が進められることになるが、広報委員会では、「広島大学の構成員がその趣旨をよく理解するためには、基本方針の作成に関わってこられた先生方に、この基本方針に込められた思いを語つてもらうことが有意義である」と考え、原田康夫学長、牟田泰三理学部長、有本章大学教育研究センター長に原稿を依頼した。

* * *

前号でも述べたように、現在広島大学では学部教育の改革が進みつつあり、平成七年五月二十三日には学部教育改革の「基本方針」が評議会で確認された。この基本方針は、去る四月十八日の評議会で学長から案として提示され、各学部の検討結果を踏まえて、一部修正されたものである。今後は、この基本方針に沿つて、本学の学部教育改革が進められることになるが、広報委員会では、「広島大学の構成員がその趣旨をよく理解するためには、基本方針の作成に関わってこられた先生方に、この基本方針に込められた思いを語つてもらうことが有意義である」と考え、原田康夫学長、牟田泰三理学部長、有本章大学教育研究センター長に原稿を依頼した。

平成三年には、教育研究整備基本計画検討特別委員会が設置され、その答申を受けて、平成四年五月十九日に「大学設置基準等の改正に伴う本学の教育研究の整備と改善について〔大綱〕」が、評議会で決定された。今回私が提案し、全学で了承された「基本方針」は、この広島大学大綱の精神を受け継ぎ、長年の懸案であつた本学の学部教育の改革を不退転の決意で行おうとするものである。

「基本方針」をめぐつて

りと考へて、本学にふさわしい在り方を見い出してもらいたい。

教養的教育検討委員会およびその下に設けられる特別委員会では、世界の大学における学部教育の趨勢を見極め、かつ、設置基準の大綱化が行われるはるか以前から本学は総合科学部を持っていたという点を十分に考慮して、教養的教育の単位数のガイドライン等を示していただきたい。その際総合科学部担当の授業科目のみを教養的教育科目と考える従来の考え方から脱却し、すべての教官が教養的教育と専門的教育を担当するという、学部教育の基本方針を確認するとともに、それを実現するための具体的な方策をお考へいただ

きたい。

本学における学部教育と大学院教育との関係、それぞれの教育内容等について、十分な議論を行つていただきたい。そのことによつて、学部教育を大学院教育の予科的色彩から解き放ち、多様な目的意識を持つた学生のニーズに応える条件を整えることができるであろう。

広島大学は、今真の総合大学として生まれ変わろうとしている。すべての学生と教職員が誇りと生きがいを持つことができる大学へと変わるためには、大学の構成員の一人ひとりが知恵をしづく、大胆で新鮮な提案をしてくださることを心から願つている。

(はらだ・やすお)

なぜいま、学部教育改革か

ではなぜ、いまごろ「学部教育の改革」が声高に本学で叫ばれるのでしょうか。これに

ついてます考えてみましょう。ただ、理念的な側面については、学長や有本教授の解説で述べられると思われますので、ここではむしろ、なぜいま学部教育の改革が必要とされているのかについて、そのいきさつを含めた具体的な動機についてお話をしたいと思います。学部教育改革の声は、最近突然に起つたことではありません。数年来懸案とされてきたものであり、本学が今すすめるべき改革の中でも焦眉の急とみなされるものなのです。

その直接的原因としては、およそ次の三点が考えられます。

①広島大学の将来構想の一環としての学部教育の整備

②大学設置基準等の改正に基づく大学教育の大綱化

③高校のカリキュラム改正と平成九年度以降入学生の教育

これらについて以下で少し詳しく見てみましょう。

学部教育改革の問題は、近年検討されてきた本学の将来構想の中では取り上げられています。「将来構想検討委員会答申」(平成元年)、「教育研究整備基本計画検討特別委員会答申」(平成四年)、「教育研究の整備と改善について(大綱)」(平成四年)などがそ

学部教育の問題がふれられています。「広島大学白書①」(平成五年)、「広島大学総覧一九九四」(平成六年)、「広島大学白書②」(平成七年)などがそうです。

さらに遡れば、大学紛争に端を発した大学改革の波の中でも、学部教育改革の問題は議論されていますが、本稿では、平成元年以後

将來構想検討委員会は、二十一世紀における本学の将来像を描き出すことを目的として昭和六十二年に設置された委員会です。大学設置基準等の改正に先立つこと二年、すなわち平成元年に、この委員会では答申を出しています。

そこでは、「全学の一般教育等は、今日においても、教育目標が不明確であり、:教育内容・方法等に関する解決すべき問題は多い」と述べられており、「各専門学部は、一般教育の改善を総合科学部のみの課題とするのではなく、当該学部学生が履修する一般教育等と専門教育によって構成される学部教育全体の本格的な改善を志向することが必要である」と指摘されています。

この答申では、すでに一貫カリキュラムに関する萌芽的考え方があげられ、「一般教育および専門教育のカリキュラムが分断化されるとなく、一貫した方針で企画・実施されるように、総合的に検討する必要がある」と述べています。

まず「学部教育」ということばの定義から始めたいと思います。こんな話から始める、読者を馬鹿にするなど怒られますが、「学部教育」ということばが、場合によって異なる意味で用いられ、誤解や混乱を生じているようですので、老婆心よりひとこと述べておきたいと思います。

「学部教育」ということばは、大学における教育のうちで大学院教育でない部分という意味で用いています。英語のundergraduate educationの邦訳だと考へればいいでしょう。したがつて、大学四年間でうける教育の全て、すなわち、一貫カリキュラム制以前の言葉でいえば、一般教育と専門教育をあわせたもののことです。

専門教育は主として「学部」で行われるため、往々にして、専門教育のことを「学部教育」とよぶことがあります。混乱の原因となつてきます。そこで、しつこいけれども注意を促しているわけです。

また、近年の自己点検・評価に関連しても

学部教育の問題がふれられています。「広島大学白書①」(平成五年)、「広島大学総覧一九九四」(平成六年)、「広島大学白書②」(平成七年)などがそうです。

平成三年七月、大学設置基準及び大学院設

置基準は大幅に改正され、これに基づいて大

学における教育研究が大綱化されることとな

学部教育の改革について

- 基本方針 -